

平成30年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 資 料

(9 月 7 日 提 案 分)

神 奈 川 県

目 次

ページ

1	平成30年第3回神奈川県議会定例会（9月7日提案分）提出議案件数調	1
2	平成30年度9月補正予算会計別集計表	1
(1)	平成30年度神奈川県一般会計9月補正予算局別財源調書	2
3	平成30年度一般会計9月補正予算の主な内容	3
4	平成29年度神奈川県公営企業決算の認定について	4
5	SDGsの推進に向けた取組みについて【政策局】	5
6	選挙投開票システムの改修について【政策局】	6
7	地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる 特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正す る条例の概要【政策局】	7
8	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法 人等を定める条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	8
9	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	9
10	県有施設コンクリートブロック塀の安全対策について【総務局】	10
11	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	11
12	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	12
13	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条 例の概要【総務局】	13
14	漁業収入の向上を図る施設整備に対する支援について【環境農政局】	15
15	SNSを活用した相談事業の試行的な取組みについて【福祉子どもみらい局】	16
16	神奈川県安心こども基金条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	18
17	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 の概要【福祉子どもみらい局】	19
18	平成30年度一般会計9月補正予算継続費について【健康医療局】	20
19	医療法施行条例の一部を改正する条例の概要【健康医療局】	21
20	神奈川県総合リハビリテーションセンター整備工事委託協定変更の内容 【健康医療局】	22

21	平成30年度9月補正予算公共事業等の内容【県土整備局】	23
22	神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】	25
23	津久井合同庁舎新築工事（建築－第1工区）請負契約の内容【県土整備局】	26
24	相模川流域下水道右岸処理場汚泥脱水機機械設備改築工事請負契約の内容 【県土整備局】	27
25	和解の概要【県土整備局】	28
26	県有施設コンクリートブロック塀の安全対策について【教育委員会】	29
27	平成30年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【教育委員会】	30
28	体育センター陸上競技場等整備工事（建築－第1工区）請負契約変更の内容 【教育委員会】	31
29	和解の概要【教育委員会】	32
30	県有施設コンクリートブロック塀の安全対策について【警察本部】	33
31	警察組織に関する条例の一部を改正する条例の概要【警察本部】	34

1 平成30年第3回神奈川県議会定例会（9月7日提案分）提出議案件数調

(1) 予 算

区 分	件 数
一 般 会 計	1
特 別 会 計	—
企 業 会 計	—
合 計	1

(2) 条例その他

区 分	件 数		
	その1	その2	計
条 例 の 改 正	1 1	—	1 1
工 事 請 負 契 約 の 締 結	2	—	2
工 事 請 負 契 約 等 の 変 更	2	—	2
決 算 の 認 定 (公 営 企 業 決 算)	1	—	1
そ の 他	1	1	2
合 計	1 7	1	1 8

2 平成30年度9月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額	合 計 額
一 般 会 計	1,832,888,000	555,650	1,833,443,650
特 別 会 計	2,037,189,752	—	2,037,189,752
企 業 会 計	117,376,433	—	117,376,433
合 計	3,987,454,185	555,650	3,988,009,835

(参考) 前年度(平成29年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	9月補正額	合 計 額
一 般 会 計	1,940,364,284	77,136	1,940,441,420
特 別 会 計	1,225,784,509	—	1,225,784,509
企 業 会 計	108,663,248	—	108,663,248
合 計	3,274,812,041	77,136	3,274,889,177

(1) 平成30年度神奈川県一般会計9月補正予算局別財源調書

(単位 千円)

局 別	予 算 額	財 源 内 訳									備 考	
		国 庫 支出金	分担金 及 負担金	使用料 及 手数料	財 産 収 入	寄附金	繰入金	諸収入	県 債	一 般 財 源		
政 策 局	64,623	40,000									24,623	
総 務 局	34,500										34,500	
環境農政局	61,445	61,445										
福祉子ども みらい局	28,062										28,062	
県土整備局	59,000										59,000	
教育委員会	196,020										196,020	
警 察 本 部	112,000										112,000	
合 計	555,650	101,445									454,205	繰越金 454,205

3 平成30年度一般会計9月補正予算の主な内容

県有施設におけるコンクリートブロック塀の安全対策や、大規模風水害に対する未然防止の取組みなど、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

- | | |
|-----------------------------------|-------------------|
| (1) 県有施設コンクリートブロック塀安全対策費 | 312,900千円 |
| (2) 大規模風水害に対する未然防止と台風12号による被害への対応 | 59,000千円 |
| (3) SNSを活用した相談事業の試行的な取組み | 28,062千円 |
| (4) SDGs推進事業費 | 60,000千円 |
| (5) 漁業活性化促進事業費 | 61,445千円 |
| (6) 総合リハビリテーションセンター整備工事費【継続費変更】 | 15,757,000千円 |
| | ※変更前 15,672,000千円 |
| (7) 横浜北部方面特別支援学校新築工事費【債務負担行為の設定】 | 限度額 41,156千円 |

4 平成29年度神奈川県公営企業決算の認定について

平成29年度神奈川県公営企業決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけて認定を求めるものである。

5 SDG s の推進に向けた取組みについて【政策局関係】

2款 総務費 1項 政策費

⑨ SDG s 推進事業費

(1) 目的

本県が国の「SDG s 未来都市」及び「自治体SDG s モデル事業」に選定されたことを受けて、SDG s（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の普及啓発を行うとともに、SDG s の達成に向けた取組みを行う企業等に対する社会的投資の促進に向け、「SDG s 社会的インパクト評価システム」の構築を行う。

(2) 内容

県民向けイベントの開催や動画の作成等を行うとともに、SDG s に関する具体的な取組みを創出するため、市町村、企業、大学、NPO等と連携したネットワークの構築等を行う。

また、F u j i s a w a サステイナブルスマートタウン等において民間事業者が行う実証事業を通じ、SDG s 社会的インパクト評価システムを構築する。

(3) 予算額 60,000千円

6 選挙投開票システムの改修について【政策局関係】

2款 総務費 3項 選挙費

市町村選挙連絡調整費

(1) 目的

平成31年に任期満了を迎える神奈川県議会議員選挙の執行に当たり、当該選挙における南足柄市選挙区と足柄上選挙区の合区及びオペレーションシステムのバージョンアップに対応させるため、選挙投開票システムについて所要の改修を行う。

(2) 内容

選挙投開票システムを、次回神奈川県議会議員選挙の執行に適合するよう、選挙区の合区等に関して改修する。

(3) 予算額 4,623千円

7 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

県が特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第44条第1項による認定を行った特定非営利活動法人が、地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を受けている場合、備置き及び提出する書類に多くの重複があることから、この重複を解消するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 備置き書類の重複を解消する改正

法第54条第2項第2号から第4号による認定特定非営利活動法人としての書類の備置きをもって、条例第12条第2項各号で定める指定特定非営利活動法人としての書類の備置きとみなす規定を設ける。（改正後の第12条第4項関係）

イ 提出書類の重複を解消する改正

法第55条第1項による認定特定非営利活動法人としての書類の提出をもって、条例第13条第1項で定める指定特定非営利活動法人としての書類の提出とみなす規定を設ける。（改正後の第13条第3項関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（改正後の第10条第3項、第12条、第20条第2項及び第23条第2項関係）

(3) 施行期日

平成31年4月1日

8 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の控除対象期間を更新するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人のうち、1法人について、控除対象期間を更新するほか、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日

平成30年11月1日

9 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

市町村への権限移譲に関する地方自治法第252条の17の2の規定に基づく市町村との協議の結果等により、市町村が処理する事務の範囲等について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の成立による医療法施行規則の一部改正に伴う改正〔1項目〕

(ア) 医師の宿直義務免除に係る診療体制の確保に関する事務等を横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市に移譲するもの

(イ) 条項ずれを整理するもの

イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく第二種特定鳥獣管理計画の策定に伴う改正〔1項目〕

イノシシの被害増加に伴い、県でイノシシに係る第二種特定鳥獣管理計画を策定するが、イノシシの捕獲許可権限は従前のおり市町村が保持できるよう、規定を整備するもの

ウ 本庁機関の見直しに伴い規定を整理するもの〔31項目〕

特定非営利活動促進法等に係る事務の所管が県民局から政策局となったこと等に伴い、項番号を変更するもの

(3) 施行期日

公布の日。ただし、(2)ア(ア)については平成30年11月1日。

10 県有施設コンクリートブロック塀の安全対策について【総務局関係】

2款 総務費 6項 総務管理費

⑨ 県有施設コンクリートブロック塀安全対策費

(1) 目的

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によるコンクリートブロック塀の倒壊事故を踏まえ、県民の安全を確保するため、県有施設におけるコンクリートブロック塀の建替え等を行う。

(2) 内容

現行法令に適合しないものや劣化損傷の著しいコンクリートブロック塀について、フェンス等への建替え等を行う。

(3) 予算額 34,500千円

11 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県手数料条例の一部改正等に伴い、新設する手数料を収入証紙により徴収するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 神奈川県手数料条例の一部改正に伴う手数料項目の新設（別表の2手数料の表11の項関係）

- (ア) 汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料
- (イ) 汚染土壌処理業法人合併又は分割承認申請手数料
- (ウ) 汚染土壌処理業相続承認申請手数料

イ 神奈川県建築基準条例の一部改正に伴い改正するもの（別表の2手数料の表21の項関係）

- (ア) 建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る認定申請手数料の新設
- (イ) 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料の名称の変更
- (ウ) 仮設建築物建築許可申請手数料の名称の変更
- (エ) 1年を超えて使用する仮設興行場等建築許可申請手数料の新設
- (オ) 既存不適格建築物における2以上の工事の全体計画の認定申請手数料の名称の変更
- (カ) 既存不適格建築物における2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料の名称の変更
- (キ) 既存不適格建築物における2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定申請手数料の新設
- (ク) 既存不適格建築物における2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更認定申請手数料の新設
- (ケ) 用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可申請手数料の新設
- (コ) 用途を変更して一時的に特別興行場等として使用することの許可申請手数料の新設

(3) 施行期日

平成30年11月1日。ただし、(2)イ(オ)～(コ)は公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

12 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行に伴い、汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料等を新設するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 土壤汚染対策法の一部改正に伴う改正

汚染土壌処理業の地位の承継に係る規定が新設されたことにより、当該申請に係る手数料を新設する。（別表の4 環境農政局関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（別表の8 県土整備局関係）

(3) 施行期日

平成30年11月1日。ただし、(2)イは公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

13 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）における個人番号（マイナンバー）利用事務の開始等に伴い、密接に関連する県の事務においてもマイナンバーを使用するため、県独自のマイナンバー利用事務を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 番号利用法におけるマイナンバー利用事務の開始に伴う改正（別表第1、第2関係）

高等学校等就学支援金の支給に関する事務においてマイナンバーの利用が開始されることに伴い、県独自のマイナンバー利用事務として(ア)から(オ)までの事務を追加するとともに、(ア)、(ウ)及び(エ)の事務で利用できる特定個人情報として、高等学校等就学支援金の支給に関する情報を追加する。

(ア) 私立の高等学校等に対する入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付に関する事務（別表第1の4の項及び別表第2の16の項関係）

(イ) 私立の高等学校等の生徒の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務（別表第1の5の項関係）

(ウ) 県立学校の授業料等の減免に関する事務（別表第1の6の項及び別表第2の19の項関係）

(エ) 高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する高等学校等就学支援金の額に相当する額の支給に関する事務（別表第1の8の項及び別表第2の20の項関係）

(オ) 国公立の高等学校等の生徒の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務（別表第1の9の項関係）

イ 番号利用法におけるマイナンバー利用事務の追加に伴う改正（別表

第1、第2関係)

生活保護に関する事務において進学準備給付金の支給事務が追加されることに伴い、生活困窮外国人に対する保護に関する事務でも同様にマイナンバーを利用できるようにするなど、所要の改正を行う。

(3) 施行期日

平成31年1月1日

14 漁業収入の向上を図る施設整備に対する支援について【環境農政局関係】

7款 農林水産業費 5項 水産業費

漁業活性化促進事業費

(1) 目的

漁業収入の向上を図るため、大磯町が実施する水産物流機能の強化に必要な大磯港の水産物荷捌き施設の整備を支援する。

(2) 内容

計画の前倒しに伴い、補助金を増額する。

(3) 予算額 61,445千円

15 SNSを活用した相談事業の試行的な取組みについて【福祉子どもみらい局関係】

4款 民生費 1項 社会福祉費

⑨ SNS女性相談事業費

(1) 目的

女性の様々な悩みについて、県民が相談しやすい環境を整備するため、従来の電話相談に加え、SNSを活用した相談を試行的に実施する。

(2) 内容

SNSを活用した女性相談を試行的に実施する。

(3) 予算額 7,798千円

4款 民生費 5項 児童福祉費

⑨ SNS児童虐待防止相談事業費

(1) 目的

児童虐待について、県民が相談しやすい環境を整備するため、従来の電話相談に加え、SNSを活用した相談を試行的に実施する。

(2) 内容

SNSを活用した児童虐待防止相談を試行的に実施する。

(3) 予算額 10,278千円

⑨ SNS子どもの貧困対策相談事業費

(1) 目的

子どもの貧困について、県民が相談しやすい環境を整備するため、従来の電話相談に加え、SNSを活用した相談を試行的に実施する。

(2) 内容

SNSを活用した子どもの貧困対策相談を試行的に実施する。

(3) 予算額 9,986千円

16 神奈川県安心こども基金条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

保育所その他保育サービスを提供する施設の整備等を行うことを目的として、国の交付金を受けて設置した神奈川県安心こども基金について、事業の実施期限が延長されたことに伴い、条例の期限を延長するため所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

条例の時限を「平成32年6月30日」から「平成33年6月30日」に延長する。（附則第2項関係）

(3) 施行期日

公布の日

17 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

国の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、サテライト型養護老人ホームを設置できる本体施設に養護老人ホームを追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア サテライト型養護老人ホームにおける本体施設の区分の追加

サテライト型養護老人ホームを設置できる本体施設の区分に養護老人ホームを追加する。（第3条第6項及び第12項関係）

イ サテライト型養護老人ホームにおける職員配置基準の見直し

サテライト型養護老人ホームにおける主任生活相談員の配置基準を常勤換算方法で1以上とする。（第3条第7項関係）

ウ 特定施設等の指定を受けている養護老人ホームの職員配置基準の見直し

指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホーム（それぞれ外部サービス利用型を除く）における看護職員の配置基準を常勤換算方法で1以上とする。（第3条第10項関係）

エ その他所要の規定の整備を行う。（第3条第4項関係）

(3) 施行期日

公布の日

18 平成30年度一般会計9月補正予算継続費について【健康医療局関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調査

(変更)

款 項 事業名	全 体 計 画						前 年 末 で 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 額 (見込)額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総 額 に 対 し る 進 捗 率	
	年 度	区 分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									
				特 定 財 源									一 般 財 源
				国 庫 支 出 金	県 債	そ の 他							
5 衛生費		補正前額	千円	千円	千円	千円	千円						
		補正額											
		補正後額											
5 病院費	25	補正前額						253,260	253,260	-	253,260	-	2
		補正額											
		補正後額											
総合リハビリテーションセンター整備工事費	26	補正前額	3,110,000	-	1,626,000	1,166,490	317,510						
		補正額						175,426	175,426	-	175,426	-	1
		補正後額	3,110,000	-	1,626,000	1,166,490	317,510						
	27	補正前額	1,945,000	-	1,404,000	165,510	375,490						
		補正額						3,824,289	3,824,289	-	3,824,289	-	24
		補正後額	1,945,000	-	1,404,000	165,510	375,490						
	28	補正前額	5,695,000	-	4,393,000	564,000	738,000						
		補正額						4,982,949	4,982,949	-	4,982,949	-	32
		補正後額	5,695,000	-	4,393,000	564,000	738,000						
	29	補正前額	3,094,000	-	2,805,000	286,000	3,000						
		補正額						-	4,637,166	-	4,637,166	-	29
		補正後額	3,094,000	-	2,805,000	286,000	3,000						
	30	補正前額	1,084,000	-	846,000		238,000						
		補正額								-1,449,910	1,449,910	-	9
		補正後額	1,084,000	-	846,000		238,000						
	31	補正前額	349,000	-			349,000						
		補正額	85,000	-			85,000					-434,000	-
		補正後額	434,000	-			434,000						
	計	補正前額	15,672,000	-	11,074,000	2,577,000	2,021,000						
		補正額	85,000	-			85,000	9,235,924	13,873,090	1,449,910	15,323,000	434,000	97
		補正後額	15,757,000	-	11,074,000	2,577,000	2,106,000						

19 医療法施行条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴い、病院及び診療所の既存病床数等の補正方法を変更するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 既存病床数等の補正方法の変更

介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数については、既存の病床数には算定しないこととされたため、関係規定を削除する。

一方、病院又は診療所が療養病床の転換を行った場合、当該転換に係る入所定員については、平成36年3月31日まで既存の療養病床の病床数として算定することとされたため、その旨を規定する。（改正前の第1条第1項第3号、第2条、改正後の附則第2項関係）

イ 療養病床に係る人員配置の経過措置延長

平成24年6月30日までに都道府県知事に届出を行った医療機関は、平成30年3月31日まで看護師等の人員配置について経過措置が適用されていたが、平成30年6月30日までに再度届出を行えば、平成36年3月31日まで経過措置の適用が延長されたため、その旨を規定する。

（改正後の附則第4項関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（改正後の第1条第1項、第6条第2項、附則第3項、附則第5項から9項関係）

(3) 施行期日

公布の日

【議案（条例その他）30頁 定県第101号議案】

20 神奈川県総合リハビリテーションセンター整備工事委託協定変更の内容

- (1) 工 事 名 称 神奈川県総合リハビリテーションセンター整備
工事
- (2) 工 事 場 所 厚木市七沢地内
- (3) 協 定 者 名 社会福祉法人 神奈川県総合リハビリテーショ
ン事業団
理事長 富 田 輝 司
- (4) 変 更 の 理 由 アスベスト除去処理量の増加に伴う工事費の不
足に対応するため、神奈川県総合リハビリテー
ションセンター整備工事の委託協定を変更する。
- (5) 変 更 の 内 容 協定金額
(変更前) 156億5,130万円
(変更後) 157億3,630万円

21 平成30年度9月補正予算公共事業等の内容【県土整備局関係】

(単位 千円、%)

区 分	平成30年度			30年度/29年度 9月現計 予算額比
	6月現計予算額 A	9月補正予算額 B	9月現計予算額 C	
道路橋りょう	25,130,607	—	25,130,607	100.1
河川海岸	11,842,413	43,000	11,885,413	98.1
砂防	7,389,319	—	7,389,319	98.3
港湾	1,623,018	13,000	1,636,018	254.5
都市公園	1,418,723	—	1,418,723	100.5
市街地再開発等	3,961,758	—	3,961,758	104.0
鉄道	4,329,565	—	4,329,565	102.2
公営住宅	3,447,850	—	3,447,850	105.0
災害復旧	276,313	—	276,313	100.0
国直轄事業負担金	10,399,474	—	10,399,474	100.0
一般会計計	69,819,040	56,000	69,875,040	101.6

流域下水道事業会計	5,027,591	—	5,027,591	96.0
-----------	-----------	---	-----------	------

県土整備局計	74,846,631	56,000	74,902,631	101.2
--------	------------	--------	------------	-------

(事業内容)

大規模風水害に対する未然防止と台風12号による被害への対応

○ 大規模風水害に対する未然防止の取組み

【予算に関する説明書 8～9頁】

・河川海岸の整備

帷子川など15河川に簡易水位計を設置	16基
相模川及び酒匂川に啓発看板を設置	30基
小田原海岸など4海岸に監視カメラを設置	4基

・港湾の整備

葉山港に監視カメラを設置	1基
--------------	----

○ 台風12号により被災した県管理の港湾施設の復旧
【予算に関する説明書 8～9頁】

- ・ 港湾の復旧
真鶴港で転落防止柵の補修工事を実施 1箇所

【参考】

この他、公共事業等以外の区分で土砂災害警戒情報の配信に係る災害情報管理システムの改修を実施(3,000千円)

22 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る認定申請手数料等を新設するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 耐火建築物等とする特殊建築物の制限の緩和

集会場等については一定規模以下のものは対象外とする。（第43条関係）

イ 仮設興行場等に対する制限の緩和

1年を超えて使用する仮設興行場等について、条例の一部の規定を適用しないこととする。（第55条関係）

ウ 許可や認定に係る申請手数料の追加

建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る認定申請手数料や1年を超えて使用する仮設興行場等建築許可申請手数料等を新設する。（別表関係）

エ その他所要の規定の整備を行う。（第1条、第53条、別表関係）

(3) 施行期日

公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日。ただし、一部の規定については公布の日又は平成30年11月1日。

【議案（条例その他）27頁 定県第98号議案】

23 津久井合同庁舎新築工事（建築一第1工区）請負契約の内容

- (1) 工 事 名 称 津久井合同庁舎新築工事（建築一第1工区）
- (2) 工 事 場 所 相模原市緑区中野937-2
- (3) 請負契約者名 山王・松浦特定建設工事共同企業体
 代表者 山王建設株式会社
 代表取締役 高 橋 学
- (4) 請負契約金額 7億2,720万7,696円
- (5) 工事着手年月日 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条
 の規定による議会の議決があった日から7日以内
- (6) 工事完成予定年月日 平成32年1月15日

【議案（条例その他）28頁 定県第99号議案】

24 相模川流域下水道右岸処理場汚泥脱水機機械設備改築工事請負契約の内容

- | | |
|---------------|----------------------------------------------|
| (1) 工 事 名 称 | 相模川流域下水道右岸処理場汚泥脱水機機械設備改築工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 平塚市四之宮四丁目地内 |
| (3) 請負契約者名 | 月島機械株式会社横浜支店
支店長 大 木 秀 昭 |
| (4) 請負契約金額 | 7億3,764万円 |
| (5) 工事着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内 |
| (6) 工事完成予定年月日 | 平成32年3月13日 |

25 和解の概要

(1) 目的

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する下水道事業に関する損害賠償請求について、原子力損害賠償紛争解決センターから和解案の提示があり、民法第695条に基づく和解を行うものである。

(2) 内容

ア 件名 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する損害賠償請求に係る和解

イ 和解の相手方及び和解金額

(ア) 和解の相手方

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智 明

(イ) 和解金額 4,990万4,100円

(3) 事案の概要

事故の影響により、下水処理場の焼却灰等から放射性物質が検出され、焼却灰の搬出ができず一時保管するなどの対策が必要となった。対策に要する費用について、平成29年1月のあっせん申し立て時まで、5回にわたり合計6億2,858万5,373円の請求を行い、合計5億2,859万1,954円の支払いを受けているが、一部については、相手方が賠償の対象ではないとの見解を示し支払いに応じていない。

(4) 経緯

ア 平成29年1月19日 原子力損害賠償紛争解決センターに、未収となっている損害賠償額9,999万3,419円について、あっせん申し立てを行う。

イ 平成30年7月25日 和解案が双方に示された。

ウ 平成30年8月23日 相手方が和解案について受諾する旨、原子力損害賠償紛争解決センターに回答。

26 県有施設コンクリートブロック塀の安全対策について【教育委員会関係】

11款 教育費 1項 教育総務費

⑨ 県有施設コンクリートブロック塀安全対策費

(1) 目的

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によるコンクリートブロック塀の倒壊事故を踏まえ、県民の安全を確保するため、県立学校におけるコンクリートブロック塀の建替え等を行う。

(2) 内容

現行法令に適合しないものや劣化損傷の著しいコンクリートブロック塀について、フェンス等への建替え等を行う。

(3) 予算額 166,400千円

27 平成30年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【教育委員会関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
横浜北部方面特別 支援学校新築工事 費	千円 41,156	前年度末 までの支出 (見込)額		千円 -	特定 財源	国庫支出金	千円 -
						県 債	30,000
						そ の 他	-
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	平成30年度 ～ 平成31年度	41,156	一般財源	11,156	

【議案（条例その他）29頁 定県第100号議案】

28 体育センター陸上競技場等整備工事（建築－第1工区）請負契約変更の内容

- (1) 工 事 名 称 体育センター陸上競技場等整備工事（建築－第1工区）
- (2) 工 事 場 所 藤沢市善行七丁目1番2号
- (3) 請負契約者名 アイグス・相陽特定建設工事共同企業体
代表者 アイグステック株式会社
代表取締役 塩 谷 政 志
- (4) 変 更 の 理 由 公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置(※)により、新労務単価に基づく請負代金額に変更するため、工事請負契約を変更する。
- ※ 特例措置とは、技能労働者の適切な賃金水準の確保を図るため、受注者からの請求により、改定後の「公共工事設計労務単価」に基づく請負代金額に変更できるもの。
- (5) 変 更 の 内 容 請負契約金額
(変更前) 10億3,116万4,246円
(変更後) 10億4,098万6,080円

29 和解の概要

(1) 目的

中央農業高等学校における生徒負傷事故について、民法第695条に基づき和解をするもの。

(2) 和解の内容

ア 件名

中央農業高等学校における生徒負傷事故に係る和解

イ 和解の相手方及び和解金額

(ア) 和解の相手方

(イ) 和解金額 2,961万9,572円

※ 和解金については、9月補正予算で計上

(3) 事故の概要

平成26年4月9日、中央農業高等学校において、被害生徒が、園芸
展示会の出展準備作業中に、装着していた手袋が電動ノコギリに巻き
込まれ、右母指を切断した。

(4) 経緯

ア 平成27年11月9日 症状固定（後遺障害等級9級12号）

イ 平成30年3月22日 相手方の受任弁護士から損害賠償金の請求

ウ 平成30年7月20日 和解案の内容等について合意

30 県有施設コンクリートブロック塀の安全対策について【警察本部関係】

10款 警察費 1項 警察管理費

⑨ 県有施設コンクリートブロック塀安全対策費

(1) 目的

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によるコンクリートブロック塀の倒壊事故を踏まえ、県民の安全を確保するため、警察管理施設におけるコンクリートブロック塀の建替え等を行う。

(2) 内容

現行法令に適合しないものや劣化損傷の著しいコンクリートブロック塀について、フェンス等への建替え等を行う。

(3) 予算額 112,000千円

31 警察組織に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

厚木警察署の庁舎新築移転に伴い、「警察組織に関する条例」に規定する警察署の位置について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

厚木警察署の位置を改正する。（別表関係）

(3) 施行期日

公布の日から起算して4月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日。